

1998年の「ADR法」・試訳

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2279>

出版情報：法政研究. 68 (4), pp.150-156, 2002-03-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



1998年の「ADR法」・試訳

川 嶋 四 郎

* アメリカ合衆国連邦地方裁判所における「裁判所付設仲裁 (Court-annexed Arbitration)」等を含む「ADRと訴訟との相互関係」に関する最新の法情報を提供するために、1998年のいわゆる「ADR法」を翻訳する。

以下のテキストは、United States Code Annotated, Title 28, Judiciary and Judicial Procedure, 2001 Cumulative Annual Pocket Part (West Group, 2001) に依った。

第44章 ADR (代替的紛争処理手続)

第651条 ADRの権限付与

(a) 定義

本章の趣旨として、ADR (代替的紛争処理手続) プロセスは、主宰する裁判官により行われる裁判 (訴訟) 以外のすべての過程または手続を含み、かつ、そこにおいて、中立の第三者が、第654条から第658条に規定された早期中立評価、調停、ミニトリアルおよび仲裁等の過程を通じて、事件における争点の解消を手助けするために関与するものをいう。

(b) 権限

各連邦地方裁判所は、第2071条第(a)項の規定の下で採用されたローカル・ルールにより、連邦倒産法による対立当事者手続を含むすべての民事事件において、本章の規定に従い、ADRプロセスを利用する権限を有する。ただし、仲裁の利用は、第

654条に規定されたもの限り、その利用が許されるものとする。各連邦地方裁判所は、第2071条第(a)項の規定の下で採用されたローカル・ルールにより、その地方裁判所におけるADRの利用を奨励し促進するために、固有のADRプログラムを工夫しかつ実施しなければならない。

(c) 既存のADRプログラム

ADRプログラムが、1998年ADR法の制定の日すでに存在する裁判所においては、当該裁判所が、そのプログラムの有効性を調査しなければならない、かつ、本章(第651条以下)の規定およびその趣旨に沿う形で、プログラムの改善策を採用しなければならない。

(d) ADRプログラムの運用

各連邦地方裁判所は、裁判所のADRプログラムを実施・運営・監督および評価するために、ADR実務とそのプロセスに精通している被用者または司法公務員を、任命しなければならない。その者は、また、ADRプログラムにおける中立人および仲裁人として職務を行う弁護士を、リクルートし、選任し、かつ、トレーニングを行うことについても責任をもつ。

(e) 第9章は影響を受けないこと

本章(第651条以下)は、第9編〔連邦司法の規則制定権限〕の手續に影響を与えない。

(f) プログラムの支援

連邦司法センターおよび連邦裁判所運営センターは、成功を収めているプログラムで用いられている特定の実務を明らかにし、かつ、必要とされかつ適切とされる追加的な援助を提供することにより、連邦地方裁判所が、ADRプログラムを確立しかつ向上させることを支援する権限を有する。

第652条 管轄

(a) 適切な事件におけるADRの考慮

反対の法規定にかかわらず、かつ、本条第(b)条および第(c)条の規定の場合を除き、各連邦地方裁判所は、第2071条第(a)項の規定により採用されたローカル・ルールにより、あらゆる民事事件における当事者は、訴訟事件における適切な段階で、ADR

プロセスの利用を考慮すべきことを、要求しなければならない。各連邦地方裁判所は、すべての民事事件において、当事者に、少なくともひとつのADRプロセスを、提供しなければならない。そこには、限定はされないが、第654条から第658条に規定された調停、早期中立評価、ミニトリアルおよび仲裁が含まれる。一定の事件におけるADRの利用を要求する選択を行った如何なる地方裁判所も、調停、早期中立評価、および、(当事者の同意がある場合には)仲裁についてのみ、そのような選択をすることが許される。

(b) ADRの考慮から除外される事件

各連邦地方裁判所は、ADRの利用が適切ではない特定の事件または一定のカテゴリーの事件を、本条の要件から除外することができる。このように除外される事件を定義するさいに、各連邦地方裁判所は、合衆国地区検察官を交えて、弁護士会のメンバーと協議しなければならない。

(c) 法務総裁の権限

本章の規定は、アメリカ合衆国を代表して訴訟を追行する法務総裁の権限を変更することもなければ、それと抵触することもない。また、本章の規定は、合衆国連邦裁判所において訴訟を遂行する権限を与えられた如何なる連邦機関の権限や、法務総裁が訴訟を委任する権限を、変更することもなければ、それと抵触することもない。

(d) 秘密保持の規定

本章(第651条以下)の下でADRプロセスの秘密保持について、本編(第2071条以下)の第131章による規則が採用されるときまで、裁判所は、第2071条第(a)項の規定により採用されたローカル・ルールにより、ADRプロセスの秘密保持について規定を設け、かつ、ADRにおける意思疎通の開示を禁止しなければならない。

第653条 中立人

(a) 中立人のパネル

ADRプロセスを利用する権限を有する各連邦地方裁判所は、提供された各プロセスのカテゴリーのために、当事者により利用できる中立人を選定するための適切なプロセスを採用しなければならない。各連邦地方裁判所は、そのパネルにおける中

立人の選定のための固有の手續とその基準とを、策定しなければならない。

(b) 資格付与とトレーニング

ADRプロセスにおける中立人として職務を行うすべての者は、適切なADRプロセスにおける中立人として資格を付与され、かつ、トレーニングがなされねばならない。この目的のために、連邦地方裁判所は、特に、ADRプロセスにおいて中立人として職務を行うために、トレーニングされたマジストレイト裁判官、私的な部門からの専門的中立人、および、ADRプロセスにおいて中立人として職務を行うためにトレーニングされた者を活用することができる。中立人の資格剥奪に関して、本編（第2071条以下）の第131章による規則が採用されるときまで、各連邦地方裁判所は、中立人の資格剥奪に関する第2071条第(a)条の規定に基づき判断を行わねばならない（それには、相当な場合には、本編の第455条が規定する資格剥奪、その他の適用可能な法、および、専門家倫理の基準が含まれる）。

第654条 仲裁

(a) 訴訟事件の仲裁付託

反対の法規定にもかかわらず、かつ、第652条第(a)項、第(b)項および第(c)項ならびに本条第(d)項に規定された場合を除き、連邦地方裁判所は、当事者の同意がある場合には、そこに係属するすべての民事事件（連邦倒産法における対立当事者手続を含む）を仲裁に付託することを、許さねばならない。ただし、仲裁付託は、以下の場合には許されない。

- (1) 訴訟が、アメリカ合衆国憲法により保障された権利が侵害されたという主張に基づき提起されている場合、
- (2) 管轄が、一部または全部本編第1343条の規定〔公民権等に関する規定〕に基づく場合、または、
- (3) 求められた救済が、15万ドルを超える金額の金銭賠償請求からなる場合。

(b) 同意事件におけるセイフガード

本項に規定された手續について、本編第131章の下での規則が採用されるまで、連邦地方裁判所は、第2071条第(a)項の規定により採用されたローカル・ルールにより、第(a)項の下で同意による仲裁が許された如何なる訴訟にも、以下の事項を保障す手

続を設けなければならない。

- (1) 仲裁への同意は、自由かつ十分に情報を与えられた上で行われること、および、
- (2) 如何なる当事者または弁護士も、仲裁を行うことを拒否したことを理由に不利益を受けないこと。

(c) 推定

本条第(a)項第(3)号の規定の目的のために、連邦地方裁判所は、弁護士がその損害額が15万ドルを超えることを証明しない限り、その損害額が15万ドルを超えないものと推定することができる。

(d) 既存のプログラム

本章の規定は、「司法改善および司法へのアクセスに関する法律」の第9編の規定に従い仲裁が行われているプログラムには、何ら影響を及ぼさない。

第655条 仲裁人

(a) 仲裁人の権限

第654条の規定の下で事件が付託された仲裁人は、仲裁に事件を付託した連邦地方裁判所の管轄区域内で、以下の権限を有するものとする。

- (1) 仲裁ヒアリングを主宰する権限、
- (2) 宣誓および宣誓に代わる確約を行わせる権限、および、
- (3) 仲裁裁定をなす権限。

(b) 認可証明の基準

仲裁の権限を与える各連邦地方裁判所は、仲裁人の認可証明に関する基準を立てなければならない、かつ、その基準および本章の諸規定に従い職務を遂行するように、仲裁人に認可証明書を交付しなければならない。その基準には、あらゆる仲裁人に、以下の事項を要求する規定を包含しなければならない。

- (1) 第453条に規定された宣誓および宣誓に代わる確約を行わせなければならないこと、および、
- (2) 第455条に規定された資格喪失基準に従わねばならないこと。

(c) 免責特権

本章に規定する代替的紛争解決プログラムにおいて、仲裁人として職務を遂行するすべての者は、準司法的な職務を遂行するものであり、かつ、法がその権限で職務を遂行する者に与える免責特権および保護を享受する資格を有する。

第656条 召喚令状

連邦民事訴訟規則45条〔召喚令状〕に規定は、本章の下で開かれる仲裁ヒアリングにおいて、証人の呼出しかつ書証の提出を求める召喚令状に、適用される。

第657条 仲裁裁定および判断

(a) 仲裁裁定のファイルおよび効力

本章の下で仲裁人によりなされた仲裁裁定は、有利な判断を受けた当事者または原告により他方当事者にその裁定の送達がなされたことの証明書とともに、仲裁ヒアリングが終結された後に直ちに、事件を仲裁に付託した連邦地方裁判所のクレークに提出し、登録されねばならない。その仲裁裁定は、再審理を要求できる期間の満了後、裁判所の判決として言い渡されたものとする。そのように言い渡された判決は、民事訴訟における裁判所の判決と同様な法の規定に服し、かつ、それと同様な効力を有するものとする。ただし、その判決が、控訴またはその他の方法で他の裁判所における審理には服さないものとする。

(b) 仲裁裁定の封印

連邦地方裁判所は、第2071条(a)項の規定の下で採用されたローカル・ルールに従い、本章の下で行われた仲裁裁定の内容が、連邦地方裁判所が当該事件につき終局判決をなすまで、または、事件がその他の方法で終結するまで、事件を担当する裁判官に知らされるべきではない旨の規定を、置かねばならない。

(c) 仲裁裁定の再審理

(1) 申立ての期間

本条(a)項の下で、連邦地方裁判所に仲裁裁定のファイルを行った30日以内に、いずれの当事者も、連邦地方裁判所に、書面による再審理の申立てを行うことができる。

(2) 裁判所の事件記録に戻される事件

当事者による再審理の申立てに基づき、事件は、裁判所の事件記録に戻されねばならず、かつ、事実上あたかもそれが仲裁に付託されなかった場合と同様に、処理されねばならない。

(3) 仲裁の証拠の排除

裁判所は、再審理においては、仲裁手続過程で存したいかなる証拠、仲裁裁定の性格および金額、または、仲裁手続過程での行為に関する如何なる事項も、以下のものを除き、認めてはならない。

(A) 証拠が、連邦証拠規則の下で、裁判所により別の方法で採用可能なもの、または、

(B) 当事者が特に合意しているもの。

第658条 仲裁人および中立人の報酬

(a) 報酬

連邦地方裁判所は、アメリカ合衆国司法会議により認可された規定・規則に従い、仲裁人またはその他の中立人が本章の下で個々の事件において職務の対価として受け取るべき報酬がある場合には、その報酬の額を決定しなければならない。

(b) 交通費

合衆国裁判所運営事務局の長により定められた規定・規則の下で、連邦地方裁判所は、仲裁人またはその他の中立人に、本章の下で義務を遂行するさいに必然的に生じた現実の交通費の支弁を行うものとする。

2001年9月13日

ワシントンD.C.の郊外にて